

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 4 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 薄衣舞川線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市舞川字河賀慶 122 番地先から 119 番 2 地先まで	新	m 39.9~20.4	m 164.3
	旧	21.5~10.4	164.3
一関市舞川字河賀慶 116 番 2 地先から 43 番 6 地先まで	新	43.1~15.1	435.7
	旧	33.1~6.9	435.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
- イ 期間 平成 20 年 4 月 4 日から同年 5 月 4 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 本郷五串線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市殿美町字雨田 88 番 1 地先から 75 番 7 地先まで	新	m 25.2~21.5	m 33.0
	旧	26.6~20.9	43.9

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
- イ 期間 平成 20 年 4 月 4 日から同年 5 月 4 日まで

- 3 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 282 号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市大更第 35 地割 63 番 68 地先から 62 番地先まで	新	A m 22.6~15.8	m 105.0
八幡平市大更第 36 地割 467 番地先から 466 番 1 地先まで		B 35.0~31.8	105.0
八幡平市大更第 35 地割 63 番 68 地先から 62 番地先まで	旧	A 22.6~15.8	105.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成20年4月4日から同年5月4日まで

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 342号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市赤荻字鬼吉12番1地先から字雲南159番5地先まで	新	m 41.8~20.8	m 130.6
	旧	22.6~13.5	130.6

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成20年4月4日から同年5月4日まで

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 455号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市上米内字道ノ下4番3地先から字白石88番12地先まで	新	m 58.6~14.8	m 425.8
	旧	36.0~11.0	425.8

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成20年4月4日から同年5月4日まで